

第22回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年5月21日（火）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

第22回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年5月21日（火）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、田中宏和、荻部嘉也、
田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、渡
邊武彦、森安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、真鍋よしゆき、
菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主
事 関智秋

午後 3 時開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまより第22回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 本日は全員出席でございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、田中宏和委員と田中光男委員、よろしくお願いたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条が 1 件、農地法第 5 条はございません。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1をご覧ください。

第 2 号議案農地法第 4 条に基づく転用届出について。

専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-4-2。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、第 2 号議案は終了といたします。

次に、(3)の第 3 号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが 4 件、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてが 1 件、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める面積等についてが 1 件ございます。

では、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。4 件ございますので、順に審議いたします。

1 件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました高橋敏昭委員、調査結果の報告を願います。

高橋(敏)委員 5月16日に事務局2人と現地に行きまわりました。畑は申請人1人で管理していて、今、トマト、ナス、キュウリ、ジャガイモ、キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、ほかにユズ、柿、キンカン、ショウブ等が植えてありました。品物は自宅と近所で大体さばけるそうです。肥培管理は良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件について意見がありましたら、願います。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、調査の結果の報告を願います。

佐藤(治)委員 5月15日に事務局2名と行きまわりました。さんにいろいろお話を伺いました。畑はさんと2人でやっている、そして、お休みのときにはさんとさんとやっているという話でございます。できたものはみんな庭先販売で売っているということでございます。結構いろんなものを作ってありまして、ジャガイモ、エダマ

メ、スナップエンドウ、キヌザヤ、竹山があってタケノコ、あと、果菜類のトマト、ナス、キュウリもありました。

さんは、学校、児童館などへ結構協力的でして、お話を伺いますと、児童館の収穫体験、あるいは、そういうところへ行っているいろいろな農業のお話をしたり、自分のところで作ったものを持って行って栄養士の方に作っていただいて子どもさんに提供したりとかそんなこともやっています。学校では、エダマメを子どもにまかせて、収穫したり、夏の終わりには大根の種をまいて、できあがった大根を収穫し、家族へプレゼントするなどの体験もしているそうです。畑の管理は大変良好で、様々な野菜を作っていました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目になりますが、こちらの案件は農業委員である 委員からの証明書になっておりますので、農業委員会に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということで、本件の審議中は退席していただきます。

それでは、 委員、審議の間ご退席をお願いいたします。

(委員 退席)

高橋会長 それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました上野博委員、結果の報告をお願いいたします。

上野委員 5月13日に事務局2名と さんの畑に伺いまして、 さんから直接お話を伺いました。この畑は、 さんと さんの2人で管理しております。そして、作っ

た農作物は、庭先販売、ファーマーズ、あと農協の即売会、この3つを使って販売しています。畑は主に夏野菜でほとんど埋まっています、トマト、キュウリ、ナス、エダマメ、ズッキーニ、カボチャ等、あとちょっと残っているけれども、ほとんど定植等は終わっております。特に肥培管理は非常によく、雑草等は全くありません。非常にきっちり、きれいな形で計画的に作られていますので、非常にきれいになっています。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、意見がないようですので採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。では、証明書を発行することといたします。

では、委員に入室いただいて下さい。

[委員 着席]

高橋会長 最後に、4件目を説明願います。

事務局 それでは、4件目の報告をさせていただきます。お手元の資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました苅部嘉也委員、結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 5月15日に事務局2名と現地を調査いたしました。立会人は、相続人であるさんに立ち会っていただき、お話をお伺いしました。畑はさん1人で営農されていて、行ったときにはエダマメ、ニンジン、キュウリ、ジャガイモ等夏野菜が定植されていました。販売先は、畑と隣接している自宅の前に無人の自販機を置いておきまして、そこで販売しています。肥培管理は、スギナが少し目立ちましたが、今、業者に頼んで掘り返して駆除しているということで、半分ぐらいは掘り返しが進んでいまして、そこに夏野菜を植えてありました。それ以外は概ね良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、意見がないようですので採決させていただきます。
証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。
以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてを上程いたします。

事務局に説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。

(事務局より、申請地、申請内容などについて説明)

調査委員は永井潔委員でございます。

なお、本件対象の農地につきましては、1つ目、生産緑地ではありますが、納税猶予は受けていないということ。2つ目、現在は民間型体験農園として開園しており、その契約は本年の12月までに終了することを補足説明させていただきまして、申請内容の要点に触れさせていただきます。

1枚おめくりいただきますと、借受人からの特定都市農地貸付の承認申請書がありまして、その裏面の2ページに都市農地所有者の農林漁業の業務への従事計画がございます。こちらにつきましては、都市農地所有者である貸付人が主たる従事者としてみなされるための従事する日数と業務が記載されているところでございます。日数につきましては年間40日以上というところで、基本的な考え方としまして、市民農園が年間365日開園することが想定される中で、その1割は36日ですが、それ以上従事しますという意味合いでの40日とご理解いただければと思います。

続きまして、3ページに移らせていただきます。特定都市農地貸付規程でございます。基本的に国が定めている貸付規程の様式の記載例に沿って作成されていることは事前に事務局でも確認させていただいております。この中で、第4条の貸付条件、市民農園利用者に対する開設者である借受人の貸付条件とご理解いただければと思いますけれども、利用者の貸付期間は年間であります。また、区画につきましては、3㎡と6㎡がある中で、その賃料及び基本サービス料は3㎡で年間7万6,800円、6㎡で年間11万8,800円と記載さ

れております。こちらは月単位で換算しますと3㎡については6,400円、6㎡については9,900円でございます。

次に、4ページに移らせていただきます。一番上の募集の方法につきましては、第5条にありますとおり、チラシ配布、新聞折り込み、インターネット等による一般公募とありまして、区民だけではなく区外の方も利用対象となるところでございます。

次に、ページが飛びまして、9ページに地図があります。こちらの真ん中あたりの太枠のところ該当の農地になります。こちらへのアクセスにつきましては、12ページのとおりでございます。また、区画図につきましては21ページにあるところでございます。

続きまして、27ページ、貸付協定に移らせていただきます。こちらは、所有者である貸付人、世田谷区、開設者である借受人の3者で、市民農園の用に供する農地の適切な管理及び運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保、特定農地貸し付けを中止し、または廃止する場合の特定農地の適切な利用等の確保等を図るために結んだ協定であります。この協定につきましても、国が定める貸付協定の例に合わせて作成されていることを説明させていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、報告させていただきます。

5月15日、所有者であります さん、それと さん、借受人の方の立ち会い、そして事務局2名とともに調査してまいりました。

当該申請地は、貸付人の指導のもと利用者が一連の農業体験を行い、借受人の法人がその事務サポートの形をとる体験農園、いわゆる民間型体験農園を行っている場所でございます。今までの農業経営は主に貸付人の さんと さんが行っているということでございます。農作物につきましては、 さんがみずから作成した作付計画に基づきまして、今現在ですと、ナス、トマト、キュウリ、イチゴ、あと花のマリーゴールドも植わっております。冬場になりますと大根とかそういうものを結構やっておられます。販売方法につきましては、全部自分のうちの庭先販売でやっております。肥培管理につきましては、若干草はございましたけれども、まあまあというところかなと。確かに自分の畑であれば全部まとめてトラクターをかけたりできるんですけども、皆さん小分けにしてありますので、草のあるところ、きれいになっているところといろいろございまして、また、貸し

付けがまだ行われていない場所につきましてはアグリシートが敷いてありまして、草が出ないように管理されておりました。

そして、今回、さんが生産緑地を貸し付けるということでございますけれども、

さんは病気になりまして、数年前からほとんど農作業をやっていない、車の運転も結構難しいということで免許証返納、それに伴いましてトラクターの運転ももうできなくなったということで、これから自分で農業経営するのは難しいと自分で判断されまして、市民農園として貸し付けるということでございます。

不特定多数の方が見えますので、いわゆる道具を入れていく物置、手足が汚れますのでその洗い場、収穫が終わった後の野菜くず、残渣の置き場、仮設トイレが設置されておりました。

先程事務局から説明がありましたけれども、貸付規程等に基づいて適切に行うと伺っております。そして、貸付人であるご本人におかれましても、貸付期間中において、この生産緑地の見回り、除草の促し、相談対応等により年間40日以上従事していかれるということを確認してまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見がありましたら、お願いいたします。

菅沼委員 お聞きしたいのですが、第9条でごみは持ち帰るということになっているんですけれども、その中で、トイレだとか駐車場は周りにあるんですか。

永井委員 トイレは周りにはございません。仮設トイレが1つ置いてありました。自宅のすぐ隣が畑になっているんです。

菅沼委員 駐車場はないんですか。

永井委員 駐車場はございません。

佐藤（治）委員 これの前は体験農園だったんですか。

永井委員 その前は自分で耕作、自分で全部作っていて、トラクターをかけて全部やっています。私もそれはよく見て知っているんです。三、四年くらい前、貸付人であるご本人は貸し農園にしたのかなと思っていたんです。その前は確かに自分のところで、さんも元気がよかったですから、本人が全部やっておられました。

真鍋委員 先程事務局の方の説明にもあって、今のちょっと絡むんですけれども、一生懸命やっておられて、体を壊されて、それまで円滑化法はできていませんので、体験農

園とか、ふれあい農園みたいな形で借受人に貸してやっていた。今度、この法律ができたのでこっちの方の契約に切りかえる、こういう解釈でいいんですか。

事務局 基本的にはそうです。今まではサポートとして入っていたというところですよ。

高橋（良）委員 最近、この借受人が結構出てくるようになってしまったんですけども、一番最初に に見に行ったときに、水洗の問題だとかトイレの問題だとか休憩所の問題とかいろいろ出てきて、税務署の対応はどうなっているんだという話が一時あったと思うんですけども、その辺はなし崩しにどんどん先に進んでしまっているんですけども、形としては何か動きがあるんでしょうか。担当者もみんなかわってしまったので、どうなってしまうのかという話も含めて。

高橋会長 最初の農地は納税猶予地なんです。ここは納税猶予地ではありませんから、ちょっと違うんです。法律上も扱いが少し違うので、トイレとか施設はできる可能性はあるはずですよ。

高橋（良）委員 納税猶予地とかそういう問題でいろいろ、水洗トイレができてしまったりとかあったじゃないですか。税務署の対応がまだはっきりしないままずっと来てしまっているんですけども、何か動きがあるかどうかとか、その動きはどういうふうになってくるのか、その確認をしておきたい。

高橋会長 佐藤満秀委員、分かりますか。前回の畑の話。

佐藤（満）委員 現状ですか。正直に言いまして、パトロールはまだやっておりませんので、分かりません。ただ、当初、配管とかなんとかというのは、設備自体は引けるようになっている、基礎はできているというような状態だったけれども、現地に行ってみましょうか。

高橋会長 話によると、トイレの配管を下水につないでいるとかという話はあったんですけども、それは取ったみたいです。

高橋（良）委員 税務署の対応というのは、事務局も人がかわってしまったんですけども、そういう動きとか。

菅沼委員 前、 に見に行ったときに、小屋と屋根のついたものとトイレがあったんですけども、税務署の対応は初めてのことで分からないから、これから役所の方でも税務署に話してどういうふうにしていくのか、情報をとるといふ話だった。かわってしまったから、その辺の話は引き継ぎなしですか。

事務局 税務署からの正式な回答という訳ではないんですけども、我々で東京都農業

会議というところに、こういう状況になっているけれども、どのような見解なんだろうかと聞いたところ、それも文書等で正式に出した訳ではないんですが、基本的にはこの法律に基づいて市民農園を開設したとしても、税務署では従来の考え方は変えないのではないかといいるところではあります。

先程会長から言われたように、トイレの水洗いのところについては見切りで下水につながってしまっただけのところがあったと思うんですけども、それについては、下水を外してくみ取り式に変更したというのは確認をしているところです。

菅沼委員 ということは、屋根つきと小屋を作ってもいいということですか。

事務局 設置するとなると、倉庫ですとかトイレとか、そういったものについては期限の確定となるのではないかといいのが農業会議の見解でして、水洗いについては、農地内にはないともそもそも営農に影響が出るということですので、それは認められるのではないかと、現状、伺っています。

真鍋委員 生産緑地法が変わって行って、非常に柔軟な対応ができて、直売ができる、レストランができるかという話が一方である中で、相続税納税猶予を受けた土地というのは、これは厳しいですよ、これとは別ですよと。さかのぼって猶予されているんですから、ほかの活用をすれば、それは相続税納税猶予を受けたことの違反になるので、さかのぼって取られたり延滞税がついたり大変なことですよと私はずっと言い続けてきたんですよ。今回こういう一例が出てきて、相続税納税猶予を受けているところで、あれができるのなら、あそこまではオーケーとみんなに言わなければいけないんです。だめだよと言ってきた経過があるので。だから、そのところをこの農業委員会で情報を集めてしっかり見解をまとめなければだめだねというやりとりが何回かあったんですよ。だから、非常にこのことについては注目しているんですよ。

さっき、農業会議の中では従来どおりの対応だろうと最初言われたじゃないですか。従来どおりということは、やってはだめだということなんです。相続税納税猶予を受けたところはだめなんですよ。この農業委員のメンバーはそれは変わらないとっていいのか、いや、前回の例をもって変わったとっていいのかというテーマなんです。これはすごく大変なテーマなので、ここのところをよく前任者とも確認した上で、こういう農地は多いですから、その方々はいつもお困りなんですよ。税務署ににらまれてさかのぼって取られたり延滞税がついたら大変だから、なるべくそういうことをやらないようにと皆が気にして気にしてやっているのが現状なんですよ。けれども、これはいいのかいとなってしまっ

たら全然話が違ってくるんです。

菅沼委員 いいならいいでいいんだけど、税務署で大丈夫ですと言ってくれればい
いけれども、突然ぼんと税金をかけられたらアウトだから。

高橋会長 ご意見は分かりますが、農業委員会並びに農業委員としては、農地を守るの
が先決です。農地を守って農業者も守るのが農業委員会の役目です。ですから、私たちは
農地はだめという答えは出せないはずです。

真鍋委員 よく分かるんです。例えば前回の例も、相続税納税猶予を受けた生産緑地が
ある。その横にはご自宅の駐車場もある。それならば、そういう紛らわしいものはご自宅
の駐車場に作って、納税猶予を受けた生産緑地を全て市民農園にすればこんな問題はない
んですよ。だから、これはなくそうとか潰そうとかという話じゃなくて、みんながそうや
って残していくためにはどうすればいいかという議論だと私は思っています。ぜひともそ
こを、農業委員会も中に入り、また、JAさんも中に入り、いろいろあんなばいしたいきさ
つがある訳だから、そういうことが後になって、今、菅沼委員が言われたとおり、後ろか
らばっさりなんて決してならないように、しっかりやってもらいたいという話です。

山崎（義）委員 この件はもう2カ月前の会議でも発言されていて、最終的に誰もやっ
ていないんですよ。結論を言えば何もやっていないんですよ。我々も現地に行ってきました。
あの現状を見ました。その後、また集まって1回見に行きましょうというのならいい
ですよ。それもやっていない。区も見ていない。税務署も確認していない。議長も何も行
ったこともない。これではこの議論は話にならないですよ。いずれにしても、この1カ月
ぐらい、次の範囲までにはどなたかが一度行って現状をちゃんとはっきりさせた方がいい
と思います。いつも同じことを言っていて無責任です。誰も何にもやっていないだけの話
です。じゃあ、山崎さん、あなたが行きなさいというんだったら、その日を決めていただ
ければ行きます。そうじゃないと、事務局のメンバーは全部入れかわってしまった訳です
から、全く結論が出ないと思いますので、この議論は幾らやっても時間の無駄だと思いま
すので、この1カ月以内に何日か決めて、1時間で済む話ですから、現地に行って、実際、
開園されてもう半年終わっているんですよ。ですから、もう具体的には税務署の結論、状
況というのは分かると思うんです。みんな忙しいんだけど、どこかで一度行って結論
を出して、次の農業委員会にはこの件をはっきりさせた方がいいと思います。

高橋会長 大変申し訳ないんですが、佐藤満秀委員、担当ですので、私もつき合います
ので、日にちを決めて見に行きましょう。

高橋会長 大勢で行ってもしようがないので。それと事務局とで行かせてもらいます。

山崎（義）委員 来月のこの会議でお話しいただけないと、区議が言っているように納得いかないですね。

高橋会長 ただ、先程言いましたように、農業委員は農地を守ることが大事なので、そこの観点からぜひご議論いただきたいと思います。先程先生がおっしゃったように、守るにはどうしたらいいかということですね。

池亀委員 会長の言っていることは分かるんですけども、農地を守ると言うけれども、農地をやっているのは農業者ですから、私は農業者を守ることが農地を守ることに繋がると思ったんですよ。そうすると、先程真鍋委員がおっしゃったように、農業者を守るということは、農業者の不利益になるようなことを農業委員会が認めたり進めたりすることをしないということだから、先程言ったように、農地相続をしている土地、生産緑地に関しては固定資産税の都税が絡むし、納税猶予の土地に関しては国税の延滞云々の相続税のものが絡む訳ですよ。それが絡むのを認めるか認めないか分からないことを農業委員会としてオーケーを出すということは、その農業者を助けることにはなっていない訳だから、そのところはどうなっているんですかと、前に の事案が出たときもそうだけれども、そこは確認して下さいよと役所にもお願いをしてあのときは終わったと思っているんですけども、もう2カ月、3カ月たって、そのところが、幾ら異動があったにしても、これはもう一番根本的な重要な話であるんだから、ほかの事案とは違うので、かわったから分からないだとか前任者から聞いていないという話ではないんですよ。

その根本があって、今回、新しい の方がかかっている訳だから、そのところがはっきりしていないのに、これを農業委員会として形式の整った書類が提出されたからもうオーケーですよというのは少し荒っぽい話じゃないかなと思うんですけども。

高橋会長 オーケーと言っているんじゃないくて、認める方向で考えてみましょうということですよ。

池亀委員 それには、先程、真鍋委員等からも質問があったとおりに、納税猶予を受けている生産緑地を、農業者を守るということで、説明をきちんとしてあげて、それでもいいですねと、その上のこの事案の書類ではないかと私は思うんです。そのところが定かじゃなくて分からなかったら、この事案に私は賛成することはできない。

事務局 ただ、こちらのケースについては、納税猶予がないケースということで、書類

自体も、あと、法に照らし合わせても問題はないというような案件ではあります。ただ、今、委員のご指摘のとおり、前年度の案件については、先程会長も言っていたとおり、担当の農業委員も含めてもう1度現地を確認しつつ、来月のときにそれぞれの事柄を整理した上でご報告させていただきたいと思いますので、この案件については、前年度の案件とは別な形で審議をお願いできればと思います。

池亀委員 もう1つお聞きしたい。この案件についてお聞きしたいんですけども、これは生産緑地ですよね。そうすると、固定資産税は生産緑地の坪20円の価格で恐らくかかっている訳ですよ。今言ったように、物置場だとか水飲み場云々の部分は農地ではなくて宅地の感覚だと私は思うんです。それと、これの賃料がここには空白になって、借受人から取れる数字が載っていないですけども、借受人から貸付人に入るお金というのはそれなりの価格だと思うんですよ。そうすると、これは不動産収入とほぼ同じような感覚からすると、私が都税事務所の職員だったら、これは生産緑地ではなくて宅地の感覚でしかとらないです。それが生産緑地で済むんですか。

事務局 こちらの賃貸借の内容につきましては、先程の協定の内容とはまた別なんですけれども、あくまで賃貸借の契約というのは、地主さんと事業者さん双方のやりとりの内容になっています。ですので、こちらの賃貸借の中身の精査というか、それぞれの賃料が幾らですとかその辺も踏まえた内容については、こちらの農業委員会の中で確認をするという位置づけではないものなんです。ただ、今回この書類も申請の書類の中で合わせて出てきたものですから、この場で上げさせていただいた次第でございます。

池亀委員 ということは、貸付人が納得していれば結構なんですけれども、それにこの賃貸借契約の内容によって私たちがどうのこうの言う筋合いのものじゃないのも重々承知です。とはいえ、先程言ったように農業者、農地を守るとというのが農業委員会の役目であれば、その辺のところははっきりした情報なりなんなりを言って選択をしていただかないと、農業者を守ることにはならないんじゃないですか。農業委員会というのは、そういうもの云々に対して全くタッチをしなくていい会なんですか。

高橋会長 タッチしなくていいんじゃないかと、農業委員会はタッチできないんです。

池亀委員 そうしたならば、相続が発生して3年どうのこうのようやって来ていますよね。これに対して農業委員会でオーケーを出す云々をしていますよね。そのオーケーを出したものを税務署に認めていただいて相続税納税猶予が継続になっていますよね。それだけの力なりを持っているのが農業委員会なんじゃないんですか。

タッチできないのは分かっています。個人の財産だとか云々には関係ないですから。ただ、農業委員会の判断を、税務署がある程度認めていて許可を出しているものではないんですか。この人は相続税納税猶予の権利を持っていますよと、きちんとやっていますよという書類を提出して、それを税務署が認めて、相続税納税猶予を認めたり、3年ごとの届け出を出してきちんとやっているのを認めていて、税務署がまたそれを継続して認めている。それだけの価値があるものを出している組織ではないんですか。

高橋会長 その辺はどうでしょう、事務局長。

事務局 本来ですと、今ご指摘のお話もあるんですけども、この賃貸の契約書のペーパー自体は、先程の繰り返しになりますが、この案件について委員会で審議するペーパーではないので、このペーパーがなくても、こちらの案件はこの農業委員会の中で審査できるというような位置づけにはなっています。

真鍋委員 事務局の担当課長もかわったばかりであって、例えば世田谷区の場合に区民農園があるじゃないですか。区民農園を世田谷区に貸していたら、それは宅地化農地だった訳です。生産緑地を貸していたら相続税納税猶予をもらえないということで、すごく返還請求があって、世田谷区の区民農園はどんどんなくなったんです。ところが、今度、この円滑化法ができたので、生産緑地でも区民農園にすることができるんですよ。逆を言えば、今、区民農園で宅地化農地を世田谷区が借りていますが、その方々が世田谷区に返してくれと言ったら、世田谷区は返して、その返してもらったものを生産緑地にUターン農地として入れて、それでこういう会社に貸せば、今は固定資産税がただになるだけの特典だけれども賃料がもらえるという制度ができてしまったんです。これは、今まで前提であったものが大きく崩れた流れなんです。

でも、貸借をすることによって農地が残るならばということで国は作ったんだろうけれども、現実問題としては、例えば一生懸命農家をされたけれども、体を壊されて、農地は続けたいけれどもやむを得ないというときにこの円滑化法を活用してこういうふうにするとかという方法はあるよねなんて議論が今まであったんですよ。だから、相続税納税猶予を受けた土地なのかそうじゃないのかでまず大きく違いますけれども、1つ1つのことについて整理をしていかなければいけないな、そうでなければ農家は守れないし農地を守れないなという前提で今、私は物を言っているつもりです。先程、山崎義清委員が言って下さったとおり、1つの例が相続税納税猶予を受けているので、これは大変微妙なんじゃないかなとみんな心配していたんですよ。

事務局の前任者が、今度また調べますと毎回言ってくれたんですよ。引き継ぎはちゃんとされたのかわかりませんが、ただ、怖いことは、寝た子を起こすという言葉があるじゃないですか。それも私は分からないでもないんですよ。だけれども、そんな危ういことをしていてもいいのかなというジレンマなんです。これについては、前任の方ともこんな議論をこの委員会で何時間もやったんです。それをよく聞いていただいて、1つ1つしっかり整理しないと大変なことになる。

この円滑化法というのは、国がよかれと思って作ったんだろうけれども、さまざまな状況が生まれている。これを一般の方が聞いたら、固定資産税はほぼただなのに何百万円で貸しているのか、これはもしかしたら相続税納税猶予がなくなるきっかけになるんじゃないかという心配の声もいっぱいある訳ですよ。そんなことも踏まえて、これが本当に農地や農家を守るためになっているのかというテーマなんです。そのところをみんな真剣に考えているからこそ今みたいな議論になっていると思いますので、この件については、先程、会長と担当農業委員と事務局が行ってくれて確認するというので私は了解ですが、そういう流れがあったということをごひとも承知いただきたいと思います。

事務局 その辺をもう1度、前任とも確認して整理させていただきたいと思います。

高橋会長 とりあえずそんな形でよろしいでしょうか。特定都市農地貸付に対して決をとらせていただいてよろしいですか。賛成の方は挙手を願います。

山崎(義)委員 ちょっと待って下さい。さきほどの話は、何もはっきりしていないじゃないですか。生産緑地法だ、納税猶予の土地だ、こっちは法律的に合っています、そこに答えも何も無いのに採決を取るのはいかがなものかと思いますが。法律で合っているから、これは農業委員会としては賛成せざるを得ないという状態ということですね。

高橋会長 これをやるときの条件、いろいろありますけれども、借りる人の農業のやり方とか、それがちゃんと法律に合っているものですから、許可していいでしょうということになる訳ですよ。借受人が貸付人から幾らで農地を借りたのかは、私たちは詮索できないことになります。

山崎(義)委員 そこは分かりましたが、これをやることで都市農家は農地を守れるんですねという話ですよ、会長。だから僕らは賛成するという話です。

高橋会長 私としては守れるんじゃないかと思うんです。

山崎(義)委員 守るんですよ。生産緑地も納税猶予の土地も、こういうふうに企業に貸して畑として残していく法律なんですよ、農業委員会は認めますよ、じゃあ賛成ですか、

反対ですかという話。

高橋会長 基本的には企業に貸すという法律ではないんです。農地を守るための法律です。

山崎（義）委員 円滑化法を活用することによって農地を守ることができるということですよ。

他の委員は納得されていますか。先程のお話の中身が納得できていないんじゃないかと思って。

池亀委員 だから、私はこの事案は賛成には手を挙げておりません。私は、農業委員会として、これがまかり通ってどんどん毎月の時に出てくるようなことになったときに、先程真鍋委員がおっしゃったのと同じ意見を持っていて、生産緑地法がなくなる、納税猶予制度がなくなることを一番心配しているんですよ。これがまかり通ったら、納税猶予制度もなくなるし、生産緑地で200分の1にしている固定資産税も私はなくなると思っている。だって、固定資産税というのは、収益性の問題で、そこで収益を上げられるから高い固定資産税を受けますよ、農地は収益がないから安くしてあげますよというもので、ただ同然の固定資産税で何万も何十万も稼げるようなのを周りの人間が認めるとは、私はどう考えても思えない。だったら固定資産税の課税の仕方の中で生産緑地なんていうのはなくなっただっていいんじゃないのと。

三田委員 自己耕作の場合は生産緑地で固定資産税を低くする、こういう円滑化法で賃貸した場合には上げるというのは、テクニカルに十分にできるという面はあると思います。あくまでも参考意見で、池亀委員のおっしゃるとおりだと思うんですけども。

真鍋委員 議事進行の提案なんですけれども、前回の 〇〇 の件は、相続納税猶予を受けたことは繰り返して申し上げます。整理をしてまた報告を下さい。

この件は生産緑地であるけれども納税猶予を受けておりません。この方は前は熱心に来てきたけれども、体を壊して、もう何年か前から借受人に体験農園、ふれあい農園で貸している。この法律ができて、それが適用されるならばここでだめだと言えるものではないと思います。それからまた、 〇〇 の件のように、これはゆゆしきことだから決を来月に回そうよと私は言った記憶があるんですが、行政手続法に基づいて、書類上、書式が正しいのに出されたものが否決された場合、損害賠償の請求を受けるということまで私は言われましたので、今回のことについてはここまでの整理で決をとってもらいたいと思います。

高橋会長 真鍋委員の御意見でいかがでしょう。よろしいですか。

もう1つ言うと、貸付人が借受人に貸している金額、土地を賃貸している金額はそんなに高いものではないと私は思っています。ただ、借受人が一般の人に貸す場合は高いですよ。1カ月1万円とかなんとかと言っていますから、高いです。そこは企業が利益をとるための1つの手段だと思えますから、余り高く借りてしまうと借受人が利益をとれないですよ。だから高くは借りていないと思います。そんなように思っていますけれども、そんなことで、もう1度決をとります。

こちら、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認について、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。半分以上が賛成でございますので、承認することにいたします。ありがとうございました。

菅沼委員 決定したところで1ついいですか。さっき事務局の方で課長が、これは農業委員会に出さなくても別に差し支えないという話をしましたよね。差し支えないのに会長、副会長に皆さんの議論を聞いて決をとらせていますが、差し支えないんだった決をとる必要はないんじゃないの。決をとった後に言うというのはそういうことなんですよけれども。

高橋会長 これは農業委員会が承認しなければいけないから、決をとらなければいけない。

菅沼委員 さっき、ここの議題に出さなくてもいいと言ったから。

事務局 賃貸の契約書……。

菅沼委員 賃貸の契約書は出さなくていいと。

高橋会長 そうです。賃貸の契約書はこっちには要らないです。賃貸というのは、地主と借りる人。

菅沼委員 はい、分かりました。

高橋会長 それでは、賛成で承認しましたので、以上で都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についての審議は終わります。

次に、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてを上程いたします。

事務局から説明を願います。よろしく願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.4をご覧くださいと思います。第3号議案農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定め

る面積等について、ご審議をお願いするところでございます。

本件につきましては、昨年もこの時期に農業委員の皆様にご審議をいただいている案件でございますが、年1回のみのお審議ということもございますので、お時間を頂戴して説明させていただければと思います。

まず、1の主旨につきましては、農地法第3条第2項第5号に規定する農林水産省令で定める基準に従い、当委員会が30aに設定した下限面積等を修正するかについての審議を求めるところでございます。農地法第3条につきましては、同じ資料の5ページに条文を載せておりますが、第1項において、農地を農地として所有権の移転、賃借権等の権利を設定、移転する場合に農業委員会の許可が必要であるということが述べられております。また、第3条の第2項においては許可できない要件について定められておまして、下限面積につきましては第5号に定められてございます。

今回審議を求める理由につきましては、1ページの2に記載しております。読ませただけですと、平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、区市町村の区域内または一部について、これらの面積（北海道で2ha、都府県で50a）の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときにはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として制定できることとなり、当委員会では、平成24年5月31日開催の総会において、別段の面積を世田谷区全域で30aとすることと定め、平成24年6月7日に公示した。このことにつきましては、農林水産省の通知「農業委員会の適正な事務実施について」の中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表することとされているため、今回審議を求めるものでございます。

続きまして、3、審議する内容としましては、(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございます。現行の下限面積は、自然的経済的条件から見て営農条件が概ね同一と認められる地域を世田谷区全域とし、2010年農林業センサスのデータをもとに、世田谷区全域の農家の41.4%が30a未満の経営耕地面積となっていることから設定したものであり、今回それを修正する基準面積に変更はないかどうか。また、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用についてでございますが、平成30年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査、いわゆる農地パトロールの結果、区内の遊休農地率は非常に低い状況にあるが、当該設定区域における農地の保有、利用の状況、将来の見通し等から見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積は幾つかという部分で、現在は世田谷区全域となっ

ている区域を修正する必要があるか、現在は30aとしている下限面積を修正する必要があるかという部分についてご審議いただいて結論づけるものということで進めさせていただくところでございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。4の設定できる別段の面積の範囲について説明させていただきます。5ページに載せさせていただいておりますが、農地法施行規則第17条第1項の条文より、自然条件から見て概ね同一と認められる地域で、面積の単位はaで10a以上、その地域で設定しようとする面積未滿の農地を耕作の事業に供している者の数が農地を耕作の事業に供している者の総数の100分の40を下らないように算定することとなっております。なお、この件について補足説明させていただきますと、農林水産省の通知の中では、下限面積については10a以上の整数倍であること、また、平均規模が特に小さい地域においては10a未滿に設定することも可としており、新規就農者の参入やUターン者の定住の促進を図っている自治体もあるとのことでございます。

続きまして、5の世田谷区で設定できる別段の面積について説明させていただきます。7ページに表を載せておりますので、合わせてご覧くださいと思いますが、平成27年の農林業センサデータによると、世田谷区の農業経営体戸数は212戸で、その40%は84.8になりますので、85戸以上になれば40%は下回らないということになります。その中で10a未滿が6、20a未滿が延べ55、30a未滿が延べ93ですので、30a未滿が設定できる面積になります。また、参考資料になりますが、(2)農家基本調査データは8ページに表を載せてございます。直近の昨年、平成30年8月の世田谷区農家基本調査データによりますと、世田谷区の農家戸数は318で、その40%は127.2になりますので、128以上になれば40%を下回らないということになります。その中で10a未滿が3、20a未滿の延べ数が135、30a未滿の延べ数が199ですので、20a未滿が設定できる面積になるということでございます。つまり、別段の面積の設定につきましては、直近の農林業センサデータによると30a、直近の農家基本調査データによると20aが設定できるということでございます。

続きまして、6の平成24年5月総会開催時の下限面積の制定理由でございます。こちらは、農地法第3条第2項において下限面積を都府県では50aと定めているところを、農地法施行規則に基づき農業委員会が別段の面積を定めることができるとしたところで、世田谷区農業委員会として一番最初に別段の面積で設定した際の理由でございますので、お読みいただければと思います。

続きまして、7、平成25年から平成30年総会開催時の下限面積の審議結果に移らせてい

たきます。(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございます。平成27年の2015年農林業センサスにおいて、世田谷区全域の農家の43.9%が30a未満の経営耕地面積であり、修正する基準面積に変更はないということ。また、(2)農地法施行規則第17条第2項の適用についてでございますが、平成24年度から平成30年度に実施した農地法第30条の規定に基づく利用状況調査(農地パトロール)の結果、区内の遊休農地率は非常に低い状況であり、当該設定区域における農地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、現行の下限面積を引き下げることが新規就農を促進するために適当と認められない。上記理由により、平成24年に下限面積を設定したときと状況がほとんど変わっていないことから、変更しないこととしたということをご報告させていただきます。

続きまして、3ページをご覧ください。これから皆様にご審議いただくに当たって留意する事項ということで触れさせていただきます。

まず、8の(1)農地法に下限面積制限の基準が設けられている理由につきまして、2点ございます。1つ目、新たに農地を取得した後においても、なお下限面積に満たないような零細経営農家の場合は、多くの場合、農業で自立することはできず、農業の生産性も低く、農業生産の発展と農用地の効率的な利用が図られにくいこと。2つ目、限りある農地の効率的な活用を図っていくためには、農業者として農業経営に対する意欲も能力もある人に優先利用させ、零細な我が国農業経営の規模拡大と構造改善に資することが国の対策として重要であることでございます。また、(2)農地法第3条第2項のその他の許可要件につきましては、主なものとして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件がございますので、それぞれご確認いただければと思います。次に、審議する上で留意する事項の3つ目として、(3)優良農地の確保及び農地の分散防止、4つ目として、(4)資産保有を目的とした取得防止ということが挙げられるところでございます。

続きまして、4ページに進ませていただきます。9、皆様にご審議いただいた後の手続の流れについてですが、別段の面積等を変更した場合、その結果を公示する。また、世田谷区ホームページにて公表する。また、別段の面積等を変更しなかった場合、その結果を世田谷区ホームページで公表するということでございます。

続きまして、先程も若干触れましたが、農林業センサス農家基本調査のデータにつきまして若干触れさせていただければと思います。7ページをご覧ください。

1、平成27年(2015年)農林業センサスのデータによる試算で、農林業センサスのデータ

による試算としては最新の結果とさせていただければと思います。その下、1つ前の平成22年農林業センサスのデータによる試算の表と見比べていただければと思いますが、該当数、農業経営体戸数について、若干減ってはいますけれども、そのパーセンテージについて、特に30a未満が40%というのはそれほど変わらないということをご報告させていただきます。

次に、8ページに移らせていただきます。今度は平成30年世田谷区農家基本調査のデータによる試算でございます。こちらは、毎年皆様のご協力をいただいております農家基本調査の結果集計でございます。世田谷区において、平成30年は、農家戸数については合計318という中で、延べ数は20a未満で132であり、40%以上ということでございます。なお、この部分についても、その前の年の平成29年のデータと見比べますと、パーセンテージについてはほとんど変わらないということをご報告させていただきます。なお、この調査の調査対象者等についての説明書きにつきましては9ページに、1、平成27年農林業センサス調査基準及びその下の2、世田谷区農家基本調査基準で対象者についておのこの記載がございますので、ご参考になさっていただければと思います。

最後に、10ページに参考資料としておつけした中で、まず、1の都内のほかの自治体の設定状況を記載させていただいております。

2つ目として、世田谷区において別段の面積を設定するメリットを挙げさせていただいております。(1)別段の面積を設定することにより、少しの可能性ではあるが、農地を集積した農作業の効率化と農業経営安定化、農地保全に寄与することとなる。(2)区内の経営農地は減少を続けており、その主な原因は、相続税等の税負担の問題である。税制等の制度改善のための国等への要望活動を継続して実施しているところであるが、世田谷区が別段の面積を設定したことは23区内初であり、さらなる貴重な都市農地の保全に対するアピールになる。

最後に3、世田谷区において別段の面積を設定するデメリットでございます。(1)都市部においては土地の価格が高いため、農地取得後、他人に転売や貸し付け、資産保有のための取得等、法の悪用を図る者が出て、それを見抜けなかった場合、下限面積を設定することにより農地減少を助長してしまうおそれがあるということ。(2)新規就農者が農地取得後にある事由で農業経営の継続が困難になった場合、農地が適切に管理されなくなるおそれがあるということ。(3)下限面積を設定することにより生産緑地の賃借が行われることがあるが、主たる従事者は生産緑地所有関係者ではなく賃借人となるため、相続が発生した場

合に買い取り申し出の手続ができなくなり、生産緑地の解除ができない事態となるおそれがあるということに触れさせていただきます。

駆け足でございましたが、事務局の説明は以上で終わらせていただきます。

高橋会長 この件につきましては、毎年この時期の総会で農業委員会の皆様にご審議いただいております。

先程事務局から説明がありましたとおり、審議いただく1点目は、別段の面積を定める設定区域を世田谷区全域とするか、2点目は、現在30aと設定されている下限面積を修正する必要があるかという点です。この2点について決定し、事務局が審議結果の公表を行っております。

本件につきましては、年1回のみでの審議であり、農業委員の皆様にご慎重に判断していただきたいと思っておりますので、本日はこの案件はお持ち帰りいただき、次回の6月の総会時に改めて審議させていただきたいと思っております。委員の皆様は次回までにお考えをまとめていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 ぜひ皆様ご検討いただいて、次の総会でご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

田中(光)委員 新しく農業をやりたい人は30a以上じゃないとだめということなんですか。

高橋会長 いや、そんなことはありません。30aでもいいんです、10aでもいいんですけれども、合わせて30aないと権利移動できない、要するに買えません。10aで農業を始めてもいいんです。いいんですけれども、農業をやりたいけれど買いたくないけれどもと言うと、30アールでなければだめなんです。買えない。10a持っている場合は、20aあれば30aになりますから動くんです。確かそうですね。

田中(光)委員 下限面積が余りよく分かりません。

真鍋委員 一番最後のページにNo.1からNo.8までの今までの例がありますね。例えば生前贈与とか何かで私もこの農業委員会で見まして、面積は足りないけれども、何条何号に該当するからといって何回にも分けて作物を作るからとか、30aで決めていても、こういう手法でこういうことがあるよというのと合わせてやらないと、今のよう形で整理できないと思います。

高橋会長 真鍋委員のおっしゃるとおりです。それも合わせて考えていただいてもいいん

です。正直言うと本当に必要ないかも分からないんです。そういう例外規定があるとなると、そんなに考える必要はないのかなとは思っています。

次回の審議でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、次回に再審議させていただきますので、ぜひご検討いただきたいと思えます。

質問がないようですので、第3号議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和元年7月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 では、お手元の資料No.5の令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、6月28日金曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

7月の開催日時につきましては、7月29日月曜日午後3時から、同じく区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。

以上でございます。

高橋会長 御質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、7月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。2件ございます。本件につきましては、前回4月25日に開催されました第21回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行してございます。翌開庁日の4月26日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区、東京都住宅供給公社に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でござ

います。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No.6 - 1からご説明させていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

続きまして、資料No.6 - 2に移らせていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 何か質問がありましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ないようですので、協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(5)について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、報告事項について順にご説明させていただきます。

お手元の資料No.7をご覧ください。東京アグリマネジメントスクール農業経営者セミナーの開催につきまして、一般社団法人東京都農業会議からの開催案内通知でございます。詳しい内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、黄緑色のチラシをご覧ください。東京アグリマネジメントスクール農業経営者セミナーのご案内でございます。「農家の消費税～新制度への対応～」ということで、6月14日金曜日午後3時30分から5時まで、場所につきましては、武蔵野スイングホール11階レインボーサロンにて開催されます。内容等をご確認いただきまして、出席を希望される場合は、5月31日金曜日までにこちらの農業委員会事務局までご連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。毎年この時期に開催させていただいております世田谷区夏季農産物品評会のご案内でございます。開催日程につきましては、6月8日土曜日と9日日曜日でございます。場所は昨年と異なりまして、世田谷公園にて開催されます。8日土曜日におきましては、園芸即売市、野菜ソムリエによる「せたがやそだち」の試食がメインとして開催されるということが1点。9日日曜日におきましては、農産物の即売市、展示品の即売が開催されるということでございます。また、分会場といたしまして、13日木曜日におきましてはJA東京中央千歳支店にて、15日土曜日におきましてはJA世田谷目黒本店並びに喜多見駅前南口広場にて開催されます。農業委員の皆様におかれましては、ぜひご覧いただきたいと同時に、できる限りの出品にご協力をいただ

ければと思います。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。世田谷産農産物即売市のご案内でございます。こちらのチラシにありますとおり、世田谷区内産の新鮮な農産物を知っていただくための即売市でございます。主催は世田谷区農業青壮年連絡協議会と世田谷区でございます。日時につきましては6月30日日曜日午後3時から、会場は三軒茶屋ふれあい広場でございます。お時間がございましたらぜひお越しいただければと思います。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」の開催についてのご案内でございます。まず、じゃがいも掘りにつきましては、福田金蔵さんほか4園にて開催される予定でございます。また、親子で夏野菜の収穫につきましては、高橋靖さんほか1園で開催予定でございます。周知方法につきましては、2つとも共通になりますけれども、6月1日発行の区のおしらせ「せたがや」、区のホームページにて周知をさせていただく予定でございます。

最後になりますが、資料No.11、都内産農林水産物等の放射性物質検査結果の報告をさせていただきます。今回は5月16日付の検査結果の報告でございますが、農産物におきましては対象のものがございませんので、参考程度にとどめていただければと思います。

事務局からの報告事項につきましては以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がないようですので、この件は終了いたします。

報告事項は終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

そのほか、全般的な事項についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ありませんか。では、特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、宍戸会長職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

(宍戸会長職務代理者のあいさつ)

午後4時34分閉会